

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 こども応援隊
所 在 地	尼崎市南武庫之荘1-8-7
評価実施期間	平成25年4月22日～平成26年8月7日 実地（訪問）調査日 平成25年11月28.29日 / 平成26年7月16日
評価調査者	HF06-1-0034 HF05-1-0050 HF06-1-0037 HF12-1-011

※契約日から評価
結果の確定日まで

2 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：同朋保育園 (施設名)	種別：保育所
代表者氏名：西野園美 (管理者)	開設（指定）年月日： 昭和 47年 4月 1日
設置主体：社会福祉法人 経営主体：社会福祉法人 同朋福祉会	定員70名 (利用人数) 78名
所在地：〒657-0068 兵庫県神戸市灘区篠原北町4丁目8-1	
電話番号：(078)861-1624	FAX番号：(078)802-8067
E-mail： doho@mpd.biglobe.ne.jp	ホームページアドレス： http://www5f.biglobe.ne.jp-doho/dohohoikuen

(2) 基本情報

<p>保育理念</p> <p>同朋福祉会創立者、江川義清の「人は大切、子は宝」の理念をもとに、乳幼児を保育する中で子どもの最善の利益を追求し、積極的に福祉の増進を図る</p> <p>保育の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う。 2. 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。 3. 養育と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。 4. 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。 5. 行事などを通して、日本の四季を感じる豊かな心を育てる。 6. 食を通して食べる事の楽しさ、からだを創る大切さ、命の尊さを伝え、健康な心とからだを育てる。

保育信条

「子どももにこにこ、保護者もにこにこ、職員もにこにこ」をモットーに「朝預けてホッとする、夕方迎えてホッとする」そんな心豊かな保育を目指す。そして、子どもたち、保護者、地域社会に安全・安心・利便性・豊かさの満足感を高め、子どもたちを取り囲む私たち大人も子どもたちを通して成長していくことを信条とする。

力を入れて取り組んでいる点

『自然とふれあいを大切にする保育園』

『子どものすこやかな発達を支援する保育園』

『地域の利用者の方と共に成長する保育園』

『育児支援・就労支援をする保育園』

を目指し、次の事業を繰り広げています。

- ・ 四季折々を肌で感じる「園外保育」
- ・ 四季を感じる行事食と和食中心の「食育」
- ・ 食への関心を高める「クッキング保育」
- ・ 個性を生かす「絵画指導」「陶芸教室」(4～5歳児)
- ・ 保護者が安心して働ける「延長保育」
- ・ 地域の小学生や中学生、老人との「地域交流」
- ・ 子どもを取り囲むすべての大人のための「育児講座」(地域にも開放)
- ・ 家庭支援、子育て支援の「園庭開放」「一時保育」
- ・ 障害児と共に育つ「すこやか保育」
- ・ からだ・あたま・こころの発達を援助する「ムーブメント保育」
- ・ 健康なこころとからだを育てる「体育遊び」
- ・ 自然をいっぱい感じ、感謝の心を育てる「自然保育」
- ・ 自分の好きな遊びを選ぶ「チャレンジデイ」(異年齢児交流)
- ・ コミュニケーションを深める「手話」

職員配置 ※()内排働	職 種	人 数	職 種	人 数	職 種	人 数
	施設長	1名 ()	保育士	13名 (2)	保育補助	(1)
	事務員	名 (1)	栄養士	2名 ()		()
	主任保育士	1名 ()	調理師	1名 ()		()

施設の状況

バス道に面した便利なところに位置しながらも、徒歩圏内には護国神社や丸山公園、王子動物園など園外保育のコースにも恵まれており、現在5歳児 14名、4歳児 15名、3歳児 18名、2歳児 12名、1歳児 13名、0歳児 6名の計78名が在園し、特例保育事業・延長保育事業・すこやか保育事業・一時保育事業を実施している

3 評価結果

○総評

◇特に評価の高い点

地域の子育てニーズを行政などと把握し、待機児童解消のために、一昨年度、隣地に施設を増築して定員増を図り、地域への貢献がみられます。

また、今年度の行動計画では、有給休暇取得率のUPを掲げるなど、先進的な行動がみられました。

保育園の自己評価として、法人内部の評価事業「保育サポート」や主任による巡回指導を実施し、組織として保育の質の向上に努められています。

保護者に対しては、日々の「連絡ノート」にて、丁寧に対応し、懇談では保護者が子どもにどのようにそだってほしいか、そのためには、保育園の支援はどのようにするのか、話し合いを持ち、子どもの将来に期待と見通しがもてるような配慮が見られました。

◇特に改善を求められる点

理念、方針、信条、目標については、園内掲示をしたり、冊子やおたよりで、保護者に知らせていますが、手段方法などを再検討をされると、より周知が深まると思われま

す。各種マニュアルは、整備や周知をされていますが、実際の現場で日常的に活用できるよう、研修や見直しを行うことで、マニュアルの質も向上していくことが考えられます。

また、日々の保護者との相談を、担当保育士、園長・主任だけでなく、全職員が知るような仕組みや書式ができると共通の認識が高まっていきます。

保護者からの苦情や意見で検討に時間を要する場合、対応にばらつきが出ないよう、具体的なマニュアルを整備されることが望ましいです。

○ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

当保育園は第三者評価の受審は今回を含めて3回目となりますが、中心になっていた職員の入替わりでゼロからのスタートとなりました。日常活用しているマニュアルの見直しや、その内容の周知を含め、全職員で同じ目的に向かって取り組んでいくことで共通理解の場となりました。また、評価項目一つ一つについて確認していく中で、保育や保護者そして地域へのあり方等について、保育園に不足していく部分を見直す良い機会ともなりました。確認を進めていくうえで職員の周知の内容の違いや、伝え方の難しさ等今後の課題も見えてきましたが、これからも利用者にとってより良い場となるよう連携を取り合い、日々努力していきたいと思

○各評価項目に係る第三者評価結果 (別紙1)

○各評価項目に係る評価結果グラフ (別紙2)

評価細目の第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	a
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	a
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員等に周知されている。	a
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a

特記事項

- 「人は大切、子は宝」の理念のもとに、乳幼児を保育する中で子どもの最善の利益を追求し、積極的に福祉の増進を図ることを明文化し、「ごあんない」や法人パンフレットに記載している。
- 理念に基づき、基本方針を、公共的・公益的かつ信頼性の高い経営を行いますと明文化し、法人パンフレットに記載している。
基本方針は、人権の尊重・サービスの質の向上・地域との共生など職員の行動規範となる内容となっている。
- 理念や基本方針は、採用時や職員会議で説明したり、職員室に掲示したりして職員に周知をしている。
- 理念や方針を、「ごあんない」や法人パンフレット、ホームページに記載して、保護者に周知している。
また、新入園の保護者に対しては、入園説明会において説明が行われている。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	a
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	a
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	a
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	a

特記事項

- 中・長期計画として、3年計画を策定し、「今後の展望：地域に根ざす保育園を目指して」、人材育成・保育内容・施設整備の「課題と取り組み」を明確にしている。
中・長期計画は、平成25年度事業報告並びに今後の課題を出して見直し、次年度の計画への反映がされている。

- 中・長期計画に基づいて、単年度の事業計画を策定している。
事業計画には「サービスの質の向上」「地域との共生」「利用者支援」「職員に対する基本姿勢」などの実践目標が示され、実施頻度や時期、金額など具体的数値目標が掲載されている。
- 毎月、法人内園長会を実施して、事業計画の進捗状況の確認を行い、実施状況の確認や評価、見直しを行っている。
- 事業計画や法人内園長会の内容については、職員会議において説明し、職員との情報の共有を図っている。
- 事業計画を抜粋したものを掲示したり、クラス懇談会にて配布したり、保護者等がわかりやすいように工夫して行われている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a

特記事項

- 管理者である園長は、自らの役割と責任について、「業務分担」「職務基準書」において文書化し表明している。
「職務基準書」には、法人理解・人事考課・法令遵守・人材育成や危機管理についての指導的立場についても明確化されている。
- 園長の「職務基準書」には、「法令遵守」の項目があり、諸規定・権利擁護・個人情報に関することが明記されている。
保育園関係団体の研修会に参加するなど、法令や幅広い分野について理解を深めている。
- 園長は、保育の質の向上のために、職員会議・月案会議・ミーティングに参加し、職員の意見を取り入れたり、課題を把握したり、改善のための取り組みを明示し指導力を発揮している。
- 毎月、法人内園長会を開催し、各園の経営や業務に関する事や人員配置などが話し合われている。
各種委員会（節約・委員会等）を設けて体制を作り、取り組まれている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査等が実施されている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 事業経営を取り巻く環境については、行政のホームページや灘区福祉事務所、保育園連盟などから情報を収集している。 地域の待機児童解消のため、隣地に増築を行い定員増を図るなどの取り組みが見られる。 ● 法人内園長会や理事会において、経営上の分析や改善すべき課題の把握を行っている。 ● 会計資料については、毎月外部の税理士へ報告し、確認が行われている。 指導や指摘がある場合には、改善も行われている。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れを適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生の受入と育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 人材管理や体制については、「職員構成図」や「法人全体人事案」に基づき、配置や人事管理が行われている。 ● 毎年2回、園長との面談があり、自己申告書を基に行われている。 自己申告書には、悩み・要望・希望・取り組みたいことがあり、次回への課題などは、園長より指摘も行われている。 一連の流れは、「人事考課フロー図」で整理し、目的や効果についての周知が行われている。 ● 法人の今年の目標（行動計画）については、「年次有給休暇」の取得を掲げており、取得率が昨年よりも10%向上させると明記し、積極的な取り組みがみられる。

- 職員向けの生命保険の加入や、勤労者福祉共催への加入、職員旅行・親睦会など福利厚生事業への取り組みがみられる。
- 中・長期計画には人材育成の項目があり、事業計画には研修計画について明示し、組織としての職員の質の向上に向けた体制がみられる。
- 「年間外部研修職員派遣計画」があり、職位や職種に応じて規定を作成し、「年間職員研修計画」により、一人ひとりの研修計画が策定されている。
また、職員より「研修計画表」を提出させて、希望を計画に反映をしている。
- 研修を終了した職員は、「職員研修参加報告書」を提出させて、「供覧」により情報の共有を行っている。
- 「実習生受入マニュアル」があり、定義・意義・受け入れ担当者を明文化している。
実習で学んでほしいことや事前オリエンテーションでの確認事項、研修期間の確認など、計画的に学べるようなプログラムを用意している。

II-3 安全管理

	第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。	
II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a
II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a
II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a
II-3-(1)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対処方法については、全職員にも周知している。	a
II-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している	a

特記事項

- 「事故・災害等マニュアル」があり、「災害に備える環境を作ること」「避難訓練の仕方」「けが、病気での緊急対応の手順」「頭部、打撲外傷の時の注意」など細かく安全を確保するための取り組みが行われている。
また、「感染症マニュアル」もあり、早期発見・登園準備・予防接種・保護者への周知なども記載して、職員に周知している。
- 「事故・災害マニュアル」には、「地震対応マニュアル」「大雨(水害)対応マニュアル」「暴風対応マニュアル」があり、災害時に対応できる体制が整えられている。
また、「非常食リスト、保管場所及び提供方法」も作成している。
- 危険を感じた際に、「ヒヤリハットメモ」を提出して情報共有し、事故防止に努めている。
「ヒヤリハットメモ」については、時間や場所などを集計し、職員に伝達をしている。
また、「安全配慮チェックリスト」や「園内点検表」を用いて毎月確認し、園内の不良個所の確認と改善を行っている。
- 「食中毒マニュアル」があり、目的・防止・二次感染防止策・発生時の対応など、具体的に明記している。
- 「不審者に対する対応マニュアル」があり、目的・日常の安全管理・安全確保・保護者との取組み・連絡体制などを明記している。

II-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a
II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針に「地域との共生」を掲げ、事業計画には「地域との連携」を明記している。 トライやるウィーク（中学生職場体験）やワークキャンプ・プレ親体験などの受け入れも行われている。 ● 子育て応援事業として、園庭開放や育児講座を開催している。 育児講座は、「親子ふれあいあそび」「ムーブメント」「プール開放」「田植え体験」などを開催し、地域への参加を呼びかけている。 ● 「ボランティア受け入れマニュアル」があり、意義・担当者・ボランティアで理解して欲しいことなどを明確にして受け入れ体制を整えている。 ● 地域の官公署・学校・保育関係・病院などの社会資源を明確にし、一覧表にまとめて、職員がいつでも見られるようにし情報を共有している。 ● 園長が児童館（同法人運営）の運営委員会のメンバーであり、民生委員・主任児童員・神戸市・区役所・小中学校校長との話し合いや情報を得る機会をもっている。 また、「虐待防止マニュアル」があり、発見から通告までの流れや子ども家庭センターとの連携などが明記されている。 ● 神戸市行政、福祉事務所などを通して、地域の子育てニーズの把握を行っている。 ● 子育て応援事業として、子育て広場「はぐくみ」を開設して、園庭開放や育児講座を開催している。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者の満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みを確立し十分に周知・機能している。	a
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	b

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 保育の理念は「人は大切、子は宝」と掲げ、一人一人を大切に子どもの最善の利益を保障する保育、家庭や地域との連携を図り子育て支援を行う、養護と教育が一体となった保育等、具体的に明記されており、法人職員としての保育信条も示されている。 また、指導計画の保育の配慮事項に、子どもの気持ちを受け容れることや、思いを十分に聞くことなど、子どもを主体とした保育に対する姿勢がうかがえる。 ● 「プライバシーポリシー」が策定されており、保護者には入園時に個人情報保護についての説明を行い、園内にも掲示している。 また、職員は採用時に個人情報保護について研修を実施し、保育の上でも子どもや保護者のプライバシー保護に配慮している。 ● 運動会、保育参加、発表会等の行事後にアンケートを実施し、結果の集計や改善方法を掲示等で知らせている。 また、個別懇談会を実施し、個々に保護者の意向や要望を聞いている。 ● 「意見・要望・苦情申し出窓口の設置について」を園内に掲示し、第三者委員、兵庫県運営適正化委員会、また市の担当部所等、複数の申し立て窓口を保護者に案内している。 また、保護者が意見を述べやすいよう、相談室が設けられている。 ● 苦情解決の体制として、苦情受付担当者、責任者、第三者委員を設置し、受け付けた苦情は「解決報告書」に対応内容や要因を記録している。 また、苦情や要望に対して検討された内容は、掲示や配布文書で公表している。 ● 「苦情解決についてのマニュアル」が整備されており、苦情の予防、発生した時の手順等を明記し、「利用者からの苦情・相談マニュアル」には、対応に対しての姿勢を示している。 保護者の意見を受け、運動会の観覧席を工夫したり、門扉の修繕をしたり、改善に努めている。
--

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。	
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	a
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。	
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている	a
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 保育士は年1回「保育についての自己評価」を実施し、年2回の園長との面接で、自身の保育や業務について振り返りを行っている。 また、保育園の振り返りとして、法人内施設間で保育観察を行う「保育サポート」を実施している。 第三者評価も定期的に受審している。 ● 保育士の自己評価や、「保育サポート」・「主任巡回報告書」の取り組みにより、保育園全体の課題を明確にしている。課題に対し、具体的な改善計画を策定し、取り組まれている。 ● 保育課程は、保育理念、保育信条、目標、基本方針を基に、地域の実態を鑑みて、年齢毎の養護と教育のねらい・内容が示されている。 指導計画は、年間、月間、週間を作成し、乳児は個別に内容や配慮事項を明記した月案が作成されている。 ● 標準的な実施方法の見直しは、保育士の自己評価や、園の自己評価として「保育サポート」や第三者評価を定期的に受審することにより行っている。 ● 個別ファイルを作成し、入園時からの健康記録、指導計画、経過記録等が綴られている。 また、アレルギー疾患を持つ子どもや、特に配慮が必要な子どもの情報は、ミーティングや月案会議で職員周知されている。 ● 子どもの記録管理の責任者は園長で「文書管理規定」に保存・廃棄に関する規定を定めている。 職員は個人情報の取り扱いや利用者のプライバシー保護に配慮し、守秘義務を遵守している。 ● 子どもの情報は、乳児・幼児会議、ミーティング等の会議で共有している。
--

III-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
III-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
III-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a
III-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a
III-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
III-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 法人のパンフレットは、法人の理念・方針、各施設の特色や行事の様子を、写真を多く用いて紹介しており、役所、学校、近隣の病院、地域の関係機関等に配布している。ホームページには園の概要、苦情解決の仕組み、決算報告書、諸費用についても案内されている。 ● 入園時に、保育園での生活や料金について記載されている「ごあんない」を配布し、説明した上で同意を得ている。また、ホームページにも、持ち物や料金について掲載している。 ● 「退園時の引継ぎ」文書を作成し、保育歴、アレルギーの有無、発達の状態や関わり方を明記し、転園先へ知らせている。また、卒園時には相談案内も配布している。

III-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
III-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
III-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a
III-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
III-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	a
III-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 入園時に、食事・排泄・午睡等の発達の状況を把握するため、保護者に「児童記録表」を提出してもらっている。乳児は「乳児発達記録表」を用いて、家庭での一日の生活、離乳食の状況、発達状態、寝かせ方等について詳しく聞きとり、スムーズに園生活に移行できるようにしている。また、保護者に、子どもの成長に対するニーズを聞いた上で、具体的な援助方法を知らせ家庭との連携を図っている。 ● 半年毎に保護者に、子どもの成長に対する希望を聞き、保育の計画に反映している。0歳児は個別に月案を作成し、家庭との連携、前月の子ども姿を考慮し、ねらい、内容、環境構成・配慮事項等を記載している。 ● 年間指導計画は期毎に、保育士の自己反省を記入し、月間指導計画にも評価・反省を行っている。幼児クラスは、「週の指導計画と日誌」に、毎日評価・反省・考察・個別エピソードを記録している。0,1歳児は、前月の子どもの姿を考慮した上で、個別に指導計画を作成し、評価・反省を記録している。
--

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果
A-1-(1) 養護と保育の一体的展開	
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている	a
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a
A-1-(2) 環境を通して行う保育	
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかわるような人物・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(3) 職員の資質向上	
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 保育課程は、職員全員が参画し、子どもの権利条約、保育理念、方針、地域の環境、子どもの姿などを踏まえて作成されている。 ● 「午睡マニュアル」「子どもの健康チェックマニュアル」があり、すこやかな眠りのために、採光や換気、湿度温度の管理や健康状態の把握を行うなどが記載されている。 「一日の流れマニュアル」があり、「授乳時に一人ひとりを抱き、視線を合わせて話しかけたりなどしながら、にこにこで優しい気持ちで落ち着いた雰囲気の中行う」など保育士の援助と配慮が具体的に記載されている。 一人ひとりに合わせた、個別の指導計画を作成し日常のコミュニケーションや「連絡ノート」で連携をとり、離乳食を進めたり、相談に乗ったりしている。 ● 「一日の流れマニュアル」にて保育士の援助と配慮が記載され、「できたことをしっかりとほめるなどして、できた喜びを共に味わい次の意欲へと繋げられる」など、子どもの意欲を高めるような内容があり、実際に保育士が着脱や食事にて、自分であろうという気持ちを受け止めている姿が確認できた。 「ムーブメント年間計画」が年齢ごとにあり、保育室の環境が整えられている。
--

子どものやりたい気持ちを受け止め、2歳児から当番活動をしている。

- 「年間指導計画」に、年齢ごとの目標・養護・教育・配慮を記載し、異年齢で過ごす中で、年齢ごとの育ちや役割が果たせるような工夫をしている。
当番活動では、3歳児は人数を調理室に伝える、4・5歳児は、お茶を入れるなど、年齢ごとの役割がある。
保護者や地域の方には、運動会、生活発表会、地域センターの敬老会などの行事において、子どもたちの育ちや活動を伝えている。
- 「年間指導計画」の中に就学への配慮を記載している。
保護者にはクラス懇談会にて、小学校への疑問や不安について話し合い、子どもは「小学校訪問」や児童館との一緒に行うエコ活動で小学生と触れ合う等、就学に見通しが持てるようにしている。
「幼・保・小連絡会」があり、意見交換の機会がある。
- 保育室、手洗い場、砂場の消毒などは「保育環境についてのマニュアル」を基に清潔に保たれている。
手洗い場に子ども達向けに手洗いを分かりやすく示した「あわあわ手洗いのうた」を掲示をし視覚的に分かりやすい工夫がされている。
年齢に合った玩具があり、自由に遊びに取り組みめるように配置が工夫されている。
- 「1日の流れマニュアル」の保育士の援助に、「パンツが汚れたら優しく声かけ」など、子どもを傷つけないような配慮がみられる。
「ムーブメント年間指導計画」や「体育遊び年間指導計画」があり、子どもたちが体を動かすことの楽しさが分かるような働きかけをしている。
- 保育室には、年齢ごとに興味・関心が持てる玩具・遊具が用意され、子ども自ら、自由に用具などを取り出して遊べる工夫がされている。
2歳児より、当番活動があり、年齢ごとに役割が果たせるような取り組みがある。
月一回のチャレンジデーでは、3～5歳児がグループごとに工作・掃除などの様々な活動を行い日々の生活では、朝のあそび、食事の時間を一緒に過ごしている。けんかなど、意見が食い違う場合は、保育士が仲立ちとなり、関係がよりよくなるようにしている。
- 地域に多く公園や神社があり園外に行く機会が多く、季節を感じ、自然に興味をわくように、どんぐり、柿などを園内に掲示したり、製作に取り入れたりしている。
お月見だんご作り・餅つき・ひなまつりなど行事を取り入れている。
餅つきは地域の主催の行事に参加し、「園外保育について」のマニュアルで「職員が見本となるように地域の方に挨拶を」とあり、自然な形で地域の方との交流をも行っている。
- 「業務マニュアル」の中に、コーナーあそび・廃材・クレヨンなどの表現活動について配慮事項が具体的に記載されている。
また、硬筆の時間を取り入れたり、ひらがなで書いた献立表を掲示したりしている。
- 年間、月間、週間指導計画に、自身の保育の評価・反省をしている。
保育士は、「保育についての自己評価」を用いて振り返りを行っている。

A-2 子どもの生活と発達

	第三者評価結果
A-2-(1) 生活と発達の連続性	
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a
A-2-(2) 子どもの福祉を推進することに最もふさわしい生活の場	
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状況に応じて実施している。	a
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制	
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a

特記事項

- 「一日の流れマニュアル」において、保育士の援助・配慮が記載されている。
実際に、子どもの欲求に対して、気持ちを受け止めるような丁寧な言葉かけが行われている。
- 「すこやか個別指導計画」があり、子どもの特性に配慮した計画を立て「ミーティング会議」において職員間で話し合いを行っている。
保護者と連絡を行い、必要に応じて、医療機関との連携も行っている。
- 「延長保育配慮事項」があり、くつろげるスペース・ミニコーナーの設置・異年齢児とのかかわりなどが記載されている。
職員間の引き継ぎは、「引き継ぎノート」を利用して行われている。
- 「健康管理マニュアル」「保健計画」があり、体調のすぐれない場合は、柔軟に対応している。
子どもの健康状態については「連絡ノート」や口頭で保護者に伝えている。
- 調理担当者が中心となり年齢ごとに「3つの食育（植・触・食）」をテーマに、「食育計画」を作成している。
活動としては、1歳児は栽培の様子を見る、2歳児は収穫・野菜洗い、3歳児は収穫・クッキング、4歳児はジャガイモ堀り・クッキング、5歳児は田植え体験・稲刈り・クッキングを行っている。
また、お弁当箱に自分で詰めて、花見に行ったり、バイキングの日もある。
- 毎月、担任により、好んだもの・食べにくかったもの・給食に取り入れてほしい物などの嗜好調査を行い、給食会議で話し合い、今後の献立に活かされるようにしている。
また、調理担当者が、喫食状況を見たり、一緒に食事を食べたりして、子どもの好き嫌いなども把握している。
- 健診の結果は、保護者に伝えている。

<p>「歯科健康指導」により歯の大切さを知らせて、3歳児以上は毎日食後に歯磨きをしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「アレルギー対応マニュアル」があり、医師の指示のもとに対応している。保育室に、「アレルギー緊急対応フローチャート」があり、緊急時の対応を周知している。 ● 「衛生管理のマニュアル」があり、見直し、職員の周知が行われている。給食会議にて、調理室の衛生管理について話し合いを持っている。
--

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携	
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児について、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得ているための機会を設けている。	a
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a

特記事項

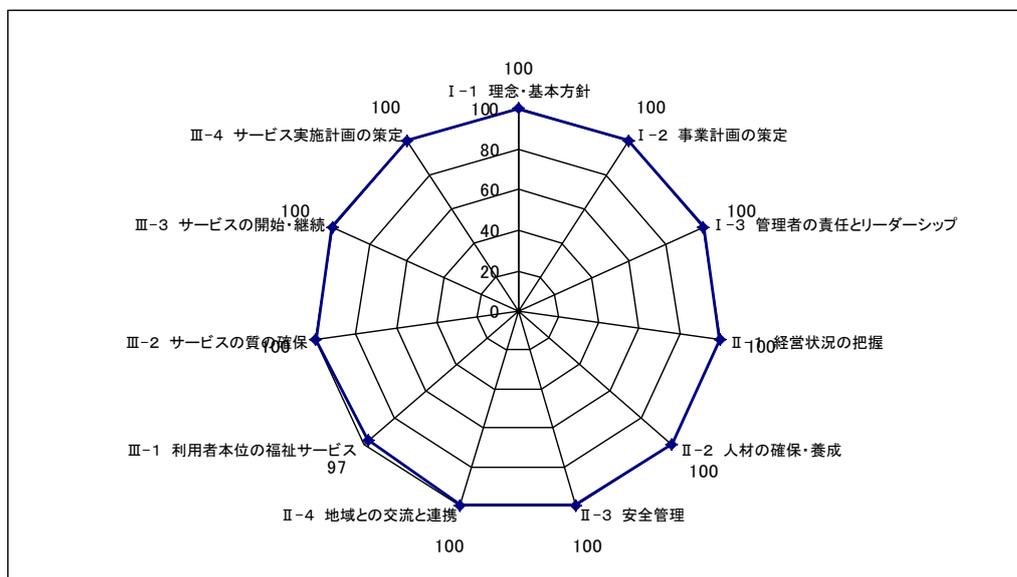
<ul style="list-style-type: none"> ● 「食育計画」に家庭との連携の記載があり、「給食だより」にレシピ・食事の様子・3色食品群・保育園での栽培活動があり、保護者に食の大切さを伝えたり、保育園での給食の対応として、献立・アレルギー・食材の産地・調味料・食器など、「子どもたちの健やかな成長と笑顔のために」食の面から働きかけていることを記載している。 また、食事について、いつでも相談できることを知らせている。 保護者には、献立表・サンプル・給食の試食を通して、保育園での栄養・味付け・量を知らせている。 ● 個別の対応としては、口頭や「連絡ノート」で行い、保育室のボードに今日の保育の様子や明日の予定を知らせている。 また、クッキングの様子を写真で知らせたり、「クラスだより」で子どもの様子を伝え、成長を共有できるようにしている。 ● 個別懇談、クラス懇談があり、一人ひとり「すこやかに育てと祈る父母の祈る心に心合わせて」の様式があり、保護者が将来どのような子どもに育てほしいと願っているかを聞いている。 ● 「虐待防止マニュアル」があり、マニュアルに基づく研修を行い、年3回、「虐待サイン発見チェックリスト」をもとに、一人ひとりの子どもの様子を確認し、虐待防止に努めている。 また、保護者へ「ごあんない」により、虐待について・虐待の定義を記載し、虐待の防止に努めている。
--

各評価項目に係る評価結果グラフ

(別紙2)

I～III 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	14	14	100.0
I-2 事業計画の策定	22	22	100.0
I-3 管理者の責任とリーダーシップ	14	14	100.0
II-1 経営状況の把握	9	9	100.0
II-2 人材の確保・養成	35	35	100.0
II-3 安全管理	16	16	100.0
II-4 地域との交流と連携	32	32	100.0
III-1 利用者本位の福祉サービス	35	34	97.1
III-2 サービスの質の確保	34	34	100.0
III-3 サービスの開始・継続	16	16	100.0
III-4 サービス実施計画の策定	16	16	100.0



A 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 養護と保育の一体的展開	40	40	100.0
1-(2) 環境を通して行う保育	44	44	100.0
1-(3) 職員の資質向上	5	5	100.0
2-(1) 生活と発達の連続性	23	23	100.0
2-(2) 子どもの福祉を推進することに最もふさわしい生活の場	27	27	100.0
2-(3) 健康及び安全の実施体制	9	9	100.0
3-(1) 家庭との緊密な連携	25	25	100.0

